

## 寄附金等の資金提供に係る情報公開について

(平成26年7月28日学長裁定)

弘前大学(以下「本学」という。)が、教育・研究活動を展開するうえで、各企業・関係団体等(以下「各企業等」という。)との連携・協力は欠かせないものとなっており、今後ますます強化されていくことが想定される。一方でこれらの活動に併せて各企業等との関係について透明性を高めることが重要となっている。

また、教育及び研究に関する社会的責任を果たしながら、各企業等との連携・協力により創出された成果を広く国民の皆様に情報公開することは本学の社会的使命である。

さらに、本学と各企業等に係る情報を積極的に公開することは、不正防止の抑止力となること及び本学の高い倫理性を学内外に示すことに繋がるため、本学と各企業等に係る情報公開についてルールを策定し遵守することは極めて重要である。

以上のことから、各企業等から本学又は本学教職員に対する寄附金、受託研究費、講師謝金等に係る情報の取扱いについて以下のとおり定める。

### 第1 趣旨

各企業等から本学及び本学教職員に対して寄附金、受託研究費、講師謝金等の資金提供があった場合、本学と各企業等との関係の透明性を確保する観点から、各企業等がその資金提供の内容に係る情報を公開することに原則同意することとする。

### 第2 公開対象

各企業等が本学及び本学教職員に対して資金提供を行った場合の公開対象は原則次のとおりとする。

- (1) 研究費開発費等 (共同研究費、委託研究費、臨床試験費等)
- (2) 学術研究助成費 (奨学寄附金、学会寄附金等)
- (3) 原稿執筆料等 (講師謝金、原稿執筆料等)
- (4) 情報提供関連費 (講演会費、文献等提供費等)
- (5) その他の費用 (接遇費用等)

### 第3 公開内容

第2各号のうち、公開する内容は次のとおりとする。

ただし、3号を公開する場合には、各企業等が事前に当該教職員に承諾を得ることとする。

- (1) 大学名 (国立大学法人弘前大学)
- (2) 部局名、講座・研究室等名
- (3) 教職員の個人名
- (4) 案件数、金額

### 第4 その他

第2各号及び第3各号以外の項目を求められた場合は、別途協議の上、学長が決定することとする。

### 附 則

(施行期日)

平成26年7月28日から実施する。